

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊生企第571号

令和4年7月6日

子供の性被害（児童の性的搾取等）の撲滅に向けた旅館・ホテル等との連携の推進について（通達）

先般、犯罪対策閣僚会議で決定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」では、関係機関・団体等と連携し、「児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策の強化」を推進することとしている。

これに関し、別添「子供の性被害（児童の性的搾取等）の撲滅に向けた旅館・ホテル等との連携の推進について（通達）」（令和4年6月22日付け警察庁丁人少発第210号）のとおり、警察庁において、地域や施設の実情に即した被害に遭わないための対策の強化を促すため、宿泊団体への協力を依頼していることから、各警察署にあっては、管轄内に所在する宿泊団体や旅館・ホテル等の施設管理者等に対し、全国的な発生状況や手口を踏まえつつ、当該管内における児童ポルノの盗撮製造現場及び児童買春の発生場所や、実例に即した犯行手口に関する情報等に基づく注意喚起を行うなど、児童の性的搾取等の撲滅に向けた効果的な施策を推進されたい。

なお、各施策を実施した際は、「生活安全警察に関する申報の業務合理化について（通達）」（令和3年3月12日付け熊生企第169号）により、必要に応じて適宜申報されたい。

※ 警察庁通達「子供の性被害（児童の性的搾取等）の撲滅に向けた旅館・ホテル等との連携の推進について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。